

第1章 総則

第1条(「BIGLOBE 光 au ひかり」コース等の提供)

- ビッグロース株式会社(以下「当社」といいます。)は、この特約に基づき、BIGLOBE サービス「BIGLOBE 光 au ひかり」コースおよび「BIGLOBE 光 au ひかり・プラス」コース(以下、これら各コースをそれぞれ「本コース」といい、両コースをあわせて「本コース群」といいます。)を提供します。
- 2 本コース群の提供に係わる条件の詳細については、この特約に定めるものを除き、当社が別途定める BIGLOBE 会員規約(以下「会員規約」といいます。)の規定が適用されます。この特約と会員規約の規定とが抵触するときは、本コース群の提供に関する限り、この特約が優先します。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本コース群のうち FTTH サービス(その意味は第3条第2項にて定めます。)の提供に係わる条件については、料金に係わる部分を除き、KDDI 株式会社(以下「KDDI」といいます。)が定める「FTTH サービス契約約款」および「FTTH サービスご利用規約」(あわせて以下「FTTH 契約約款」といいます。)の規定が適用されます。

第2条(この特約の変更)

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法により本コース会員(その意味は第3条第2項にて定めます。)に通知することにより、この特約を変更することができます。この場合、その予告期間内に、会員規約第9条に基づく会員契約の解約の通知が当社に対してなされないときは、かかる変更につき本コース会員による承諾があったものとみなします。

第3条(用語の定義)

会員規約において定義された用語の意味は、この特約においても同一の意味を有します。

2 この特約において、次の各号の用語の意味は、各号に定めるとおりとします。

- (1) 「本コース契約」とは、当社から本コース群の提供を受けるための契約をいいます。
- (2) 「本コース会員」とは、当社と本コース契約を締結している個人をいいます。
- (3) 「FTTH サービス」とは、KDDI が FTTH 契約約款に基づき提供する電気通信サービスをいいます。
- (4) 「契約者回線」とは、本コース群の提供を受けるために、本コース会員が設置する電気通信回線をいいます。
- (5) 「契約者端末」とは、本コース群の提供を受けるために、本コース会員が設置するパソコンおよび宅内機器等をいいます。
- (6) 「FTTH 接続機能」とは、FTTH 方式等を用いた通信を可能とする機能をいいます。
- (7) 「料金等」とは、本コース群の提供に係わる料金(FTTH サービスの提供に係わる料金を含みます。)その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。
- (8) 「宅内機器」とは、契約者端末のうちの KDDI が接続性確認のうえで推奨し、指定した ONU および VDSL モデム、ホームゲートウェイ機器(以下「HGW」といいます。)等であって、本コース群のタイプに応じて、KDDI が FTTH 契約約款に基づき貸与するものをいいます。
- (9) 「電話サービス」とは、KDDI が「FTTH サービス契約約款」に基づき提供する IP 電話サービスをいいます。
- (10) 「TV サービス」とは、KDDI が「有料放送役務契約約款」および「TV サービスコンテンツご利用規約」に基づき提供する TV サービスをいいます。
- (11) 「機器レンタルサービス」とは、KDDI が「FTTH サービスご利用規約」および/または「無線 LAN 機器貸出サービスに関する契約条項」に基づき提供する機器レンタルサービスをいいます。
- (12) 「サポートサービス」とは、KDDI が「かけつけ設定サポートに関する契約条項」および/または「お客様宅内での作業に関する規約」に基づき提供するサポートサービスをいいます。
- (13) 「au ID」とは、KDDI が「au ID 利用規約」(以下「au ID 利用規約」といいます。)に基づき本コース会員に払い出す ID をいいます。
- (14) 「au ID サービス」とは、au ID 利用規約に基づき KDDI および KDDI 以外の第三者が提供するサービスをいいます。
- (15) 「第三者サービス」とは、KDDI 以外の第三者が提供する情報サービスや物品販売であって、KDDI がその料金の回収代行等を第三者から受託しているもの(au ID サービスを除きます。)をいいます。
- (16) 「各マンションタイプ」とは、第5条第2項にて定める以下の契約タイプの総称をいいます。
マンション V(16)タイプ、マンション V(8)タイプ、マンション E(16)タイプ、マンション E(8)タイプ、都市機構(DX)タイプ、マンション F タイプ、マンション F(S)タイプ、マンションギガタイプ、マンションミニギガタイプ
- (17) 「各マンションタイプ(お得プラン A)」とは、第5条第2項にて定める以下の契約タイプの総称をいいます。
マンション V(16)タイプ(お得プラン A)、マンション V(8)タイプ(お得プラン A)、マンション E(16)タイプ(お得プラン A)、マンション E(8)タイプ(お得プラン A)、都市機構(DX)タイプ(お得プラン A)、マンション F タイプ(お得プラン A)、マンション F(S)タイプ(お得プラン A)、マンションギガタイプ(お得プラン A)、マンションミニギガタイプ(お得プラン A)

第2章 本コース群の提供区域および契約タイプ

第4条(本コース群の提供区域)

本コース群の提供に係わる契約者回線の終端とすることができる場所は、FTTH サービスの提供区域内とします。

第5条(本コース群の契約タイプ)

本コース群は、KDDI の提供する FTTH サービスに、これに対応する電子メールサービス、その他各種サービス等会員規約所定の「使いほーだい」コースに係わる BIGLOBE サービスを組み合わせ提供するものです。1の契約者回線に最大6までの契約者端末の接続を可能とします。なお、ダイヤルアップによる接続機能の利用に係わる部分の取り扱いについては、第23条第3項および第4項で条件を特別に定めます。

備考: (1) 本コース群のいずれの契約タイプも、上記の最大通信速度を保証するものではなく、通信設備や契約者端末、宅内配線等の状況、他回線との干渉、回線の混雑状況等により、実際にご利用いただく場合の通信速度が低下します。また、マンションV(16)タイプ、マンションV(8)タイプ、都市機構(DX)タイプ、マンションV(16)タイプ(お得プラン A)、マンションV(8)タイプ(お得プラン A)、都市機構(DX)タイプ(お得プラン A)は VDSL 方式による通信により、棟内や住戸内の配線状態(配線の長さ、分岐、配線の収容状況等)や周辺環境(アマチュア無線、高圧電線、エレベーターのモーター等の電磁波、その他の通信機器等)の影響を受けることで、実際にご利用いただく場合の通信速度が低下します。

(2) 上表において、「契約者」とは、FTTHサービスの提供を受けるための契約を締結している個人(本コース会員を含みます。)をいいます。

3 本コース会員のうち、次の契約タイプを選択された個人(以下「本コース会員(お得プラン A)」といいます。))に対して当社が提供する本コース群には、第1項に定める各種サービス等のほか、第33条に定める「おうちトラブルサポートサービス」が含まれます。本コース会員(お得プラン A)によるその「おうちトラブルサポートサービス」の利用については、この特約の第6章に定める規定が適用されます。その「おうちトラブルサポートサービス」の利用について、会員規約またはこの特約の第6章以外の規定と第6章の規定とが相違する場合は、この特約の第6章の規定が優先します。

- (1) 「BIGLOBE 光 au ひかり」コース マンションV(16)タイプ(お得プラン A)
- (2) 「BIGLOBE 光 au ひかり」コース マンションV(8)タイプ(お得プラン A)
- (3) 「BIGLOBE 光 au ひかり」コース マンションE(16)タイプ(お得プラン A)
- (4) 「BIGLOBE 光 au ひかり」コース マンションE(8)タイプ(お得プラン A)
- (5) 「BIGLOBE 光 au ひかり」コース 都市機構(DX)タイプ(お得プラン A)
- (6) 「BIGLOBE 光 au ひかり」コース マンションFタイプ(お得プラン A)
- (7) 「BIGLOBE 光 au ひかり」コース マンションF(S)タイプ(お得プラン A)
- (8) 「BIGLOBE 光 au ひかり」コース マンションギガタイプ(お得プラン A)
- (9) 「BIGLOBE 光 au ひかり」コース マンションミニギガタイプ(お得プラン A)

第3章 契約

第6条(契約の単位)

当社は、契約者回線1回線ごとに1の本コース契約を締結します。この場合、本コース会員は、1の本コース契約につき1人に限ります。

第7条(KDDIへの申し込み)

本コース群の提供を受けるためには、申込者は、本コースの利用申し込みとともに KDDI に対する FTTH サービスの利用申し込みを行う必要があります。なお、FTTH サービスの提供条件、料金および工事に関する費用等は、FTTH 契約約款の定めるところによります。

- 2 申込者は、前項の FTTH サービスの利用申し込みと同時に、KDDI との間で au ID 利用規約に基づく契約を締結し、KDDI から au ID の払い出しを受ける必要があります。
- 3 当社は、前2項の FTTH サービスの利用および au ID の払い出しに係わる申し込み、届け出その他その利用または払い出しに係わる事項について、KDDI への手続きを代行します。なお、平成26年4月30日以前に当社への FTTH サービスの申し込み手続きが完了した申込者については、前項および本項のうち au ID の払い出しに関わる規定は適用されません。
- 4 申込者が、電話サービス、TV サービス、機器レンタルサービス、サポートサービスおよび/または第三者サービスの利用申し込みを希望する場合、当社は、KDDI への手続きを代行します。

第8条(契約申し込みの方法)

申込者は、会員規約、この特約、および FTTH 契約約款を承諾のうえ、当社所定の方法により、次の各号所定の事項その他当社所定の事項を申告し、本コース契約の申し込みを行う必要があります。

- (1) 氏名 (2) 住所 (3) 生年月日 (4) 性別 (5) 契約者回線に係わる回線番号 (6) 契約者回線に係わる終端の場所
- (7) 料金等の支払い方法 (8) 選択を希望する契約タイプ (9) その他本コース契約の申し込みの内容を特定するために必要な事項

2 本コース群のうちマンションミニギガタイプおよびマンションミニギガタイプ(お得プラン A)の申し込みについては、前項に定めるほか、第32条に記載する条件があります。

第9条(契約申し込みの承諾)

本コース契約は、第7条に定める FTTH サービスの利用および au ID の払い出しに係わる申し込みが KDDI により承諾され、かつ、前条所定の申し込みを当社が承諾したときに成立します。

2 当社は、次の場合には、本コース契約の申し込みを承諾しないことがあります。また、当社は、本コース契約成立後であっても、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて通知することにより、本コース契約の全てまたはその一部を解除するかまたはその履行を停止することがあります。ただし、本項第4号、第6号、第7号または第8号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、かかる期間内に是正されないときは、当社所定の方法にて通知することにより、会員契約および本コース契約を解除することができます。

- (1) FTTH サービスの提供契約または au ID の払い出しに係わる契約が解除または休止、その他理由のいかんを問わず終了した場合
- (2) FTTH サービスの提供が当社および KDDI 間の契約の解除その他理由により終了した場合
- (3) 本コース契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (4) 申込者が、料金等もしくはその他当社が提供するサービスに係わる料金債務、または、電話サービス、TV サービス、機器レンタルサービス、サポートサービス、au ID サービスもしくは第三者サービスに係わる料金債務もしくは別表 2-1 の設置工事費用(割賦)および別表 2-2 の移転工事費用(割賦)に係わる債務その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合

- (5) 過去に不正使用などにより本コース契約もしくは BIGLOBE サービス契約等の解除、または BIGLOBE サービス等の利用を停止されていることが判明した場合
 - (6) 申込者が未成年者等であって、本コース契約の申し込みにあたり法定代理人等の同意を得ていない場合
 - (7) クレジットカードによる料金等の支払い方法を選択した申込者が、指定したクレジットカードの名義人と異なる場合
 - (8) クレジットカードによる料金等の支払い方法を選択した申込者が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていない場合
 - (9) その他本コース契約の申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合
- 3 本条第1項の規定に基づく本コース契約が成立しない場合、または本条第2項の規定に基づき、当社が本コース契約の申し込みを承諾しない場合、もしくは本コース契約の全てまたはその一部を解除する場合等、この申込者による本コース契約の不成立または解除は、この申込者により正当に締結された会員契約に、何ら影響を与えません。ただし、本条第2項に定める本コース契約の解除事由が、会員規約に定める会員契約の解除事由でもある場合は、この限りではありません。

第10条(コースの変更)

すでに他のコースを契約中の方が本コース群への変更を希望する場合、この特約を承諾のうえ、当社所定のホームページにて変更手続きを行っていただきます。この場合、本コース群へのコース変更は、FTTH 接続機能の利用が可能となった日が属する月の翌月初日から適用になります。

- 2 本コース会員が本コース群から BIGLOBE サービスの他のコースへの変更を希望する場合、当社所定のホームページにて変更の手続きを行っていただきます。
- 3 本コース会員が、「BIGLOBE 光 au ひかり・プラス」コースから「BIGLOBE 光 au ひかり」コースへコース変更する場合、コース変更は、変更申し込みのあった日が属する月の翌月初日から適用になります。このとき契約タイプを変更しない場合、コースの変更に伴う初期費用および工事費用は無料とします。

第10条の2(契約タイプの変更)

ホームタイプの本コース会員がホームタイプ(ギガ得)またはホームタイプ(ずっとギガ得)に、またはホームタイプ(ギガ得)の本コース会員がホームタイプ(ずっとギガ得)に契約タイプの変更を希望する場合、当社所定の方法により変更手続きを行っていただきます。この場合、ホームタイプ(ギガ得)またはホームタイプ(ずっとギガ得)への契約タイプ変更は、毎月月末日の2日前までの変更手続きについて翌月初日から適用になります。この場合、契約タイプの変更に伴う初期費用および工事費用は無料とします。

- 2 ホームタイプまたはホームタイプ(ギガ得)の本コース会員が、マンションミニギガタイプに契約タイプの変更を希望する場合、当社所定の方法により変更手続きを行っていただきます。この場合、マンションミニギガタイプへの契約タイプ変更は、FTTH 接続機能の利用が可能となった日が属する月の翌月初日から適用になります。この場合、契約タイプの変更に伴う初期費用および工事費用は無料とします。
- 3 各マンションタイプの本コース会員が各マンションタイプ(お得プラン A)に契約タイプの変更を希望する場合(ただし、変更前の各マンションタイプの名称から「タイプ」の文字を除いたものと変更後の各マンションタイプ(お得プラン A)の名称から「タイプ(お得 A プラン)」の文字を除いたものが完全に一致するような変更を希望する場合に限ります。例として、マンション V(16)タイプからマンション V(16)タイプ(お得プラン A)へ変更することを希望する場合は該当します。)、当社所定の方法により変更手続きを行っていただきます。この場合、各マンションタイプ(お得プラン A)への契約タイプ変更は、毎月月末日の2日前までの変更手続きについて翌月初日から適用になります。この場合、契約タイプの変更に伴う初期費用および工事費用は無料とします。
- 4 本コース会員は、契約タイプを変更する場合は、前3項に記載の変更を除き、変更前の契約タイプについて本コース契約を解約し、変更後の契約タイプについて新たに本コース契約の申し込みをする必要があります。

第11条(変更の届け出)

本コース会員は、第8条第1項各号所定の事項について変更(ただし、第8条第1項第6号所定の事項につき、第4条所定の区域外への移転は認められません。また、第8条第1項第7号所定の事項の変更については、この特約に定める制限があります。)があった場合は、速やかにその旨を当社所定の方法により当社に届け出なければなりません。

- 2 前項の変更届け出があった場合は、当社は、第9条第2項の規定に準じて取り扱います。
- 3 本コース会員が第1項に定める届け出を怠った、または遅延したことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負いません。

第12条(定期利用契約)

契約タイプのうちの別表3-1 定期利用契約期間24カ月の契約タイプに記載のものおよび別表3-2 定期利用契約期間36カ月の契約タイプに記載のものを対象とする本コース契約については、定期利用契約となります。定期利用契約は、第2項に定める一定期間において本コース会員がかかる契約タイプの本コース群を利用することをその契約条件とするものです。

- 2 定期利用契約における本コース群の利用期間(以下「定期利用契約期間」といいます。)は、新たに FTTH サービスを申し込んだものについては FTTH 接続機能の利用が可能となった日が属する月およびその月の翌月初日から起算した24カ月(別表3-1 定期利用契約期間24カ月の契約タイプに記載の契約タイプの場合)または36カ月(別表3-2 定期利用契約期間36カ月の契約タイプに記載の契約タイプの場合)の期間とします。また、第10条の2による契約タイプ変更の場合は、契約タイプ変更が適用された月初日から起算した期間とします。
- 3 本条に基づき定期利用契約として本コース契約を締結する本コース会員(以下「定期利用契約者」といいます。)は、前項の利用期間の満了と同時に第10条の2第1項および第2項に定める契約タイプの変更をするとき、他の本コースまたはその他のコースにコース変更するとき、または前項の定期利用契約期間の満了と同時に本コース契約を終了させるとき(第10条の2第3項の適用を受ける契約タイプの変更を行うため、同項に従い本コース契約を解約するときを含みます。)には、別表3-1 定期利用契約期間24カ月の契約タイプ と別表3-2 定期利用契約期間36カ月の契約タイプに記載される更新期間月の間に、当社所定の方法により、他の契約タイプへの契約タイプ変更、他のコースへのコース変更または退会の手続きを行っていただきます。

- 4 定期利用契約者が別表 3-1 定期利用契約期間 24 カ月の契約タイプ と別表 3-2 定期利用契約期間 36 カ月の契約タイプに記載される更新期間月の末日までに(契約タイプの変更またはコース変更の場合)または更新期間月最終月の 25 日までに(本コース契約を終了させる場合)前項の手続きを行わなかった場合は、満了月の翌月初日に定期利用契約は自動的に更新されます。更新後の定期利用契約の契約期間は、直前の定期利用契約の満了月の翌月初日から起算し 24 カ月(別表 3-1 定期利用契約期間 24 カ月の契約タイプに記載の契約タイプの場合)または 36 カ月(別表 3-2 定期利用契約期間 36 カ月の契約タイプに記載の契約タイプの場合)となります。
- 5 前項の規定は、この規定に基づき更新された定期利用契約の満了月が到来する都度、同様に適用されます。
- 6 定期利用契約者は、定期利用契約の満了日より前に、第3項に定める手続きを行った場合(かかる手続きを踏まえて契約タイプの変更、コース変更または退会が完了したことまでは要しません)、別表 2-6に記載する契約解除料を、解除時に一括して支払うことを要します。

第 13 条(最低利用期間)

平成 27 年 4 月 1 日以後にホームタイプ(ギガ得)、ホームタイプ(ずっとギガ得)、マンション V(16)タイプ(お得プラン A)、マンション V(8)タイプ(お得プラン A)、マンション E(16)タイプ(お得プラン A)、マンション E(8)タイプ(お得プラン A)、都市機構(DX)タイプ(お得プラン A)、マンション F タイプ(お得プラン A)、マンション F(S)タイプ(お得プラン A)、マンションギガタイプ(お得プラン A)、マンションミニギガタイプ(お得プラン A)を除く全ての契約タイプについて本コース契約が成立した方(平成 27 年 4 月 1 日以後に他のコースからかかる契約タイプの本コースにコース変更された方を含みます。)については、本コース契約に最低利用期間が設定されます。最低利用期間は、FTTH 接続機能の利用が可能となった日が属する月およびその月の翌月初日から起算した 24 カ月の期間とします。

- 2 前項の本コース契約の本コース会員は、前項に定める最低利用期間の満了日より前に本コース契約を解除または本コース契約を解除された場合は、別表 2-7に記載する違約金を、一括して当社に支払うことを要します。ただし、特典等の特例が適用される場合にはこの限りではありません。

第 14 条(契約の解除等)

当社は、本コース会員が会員規約に基づき提供される BIGLOBE サービス(本コース群を含みます。)について利用停止となった場合、何らの責任も負うことなく、本コース契約を解除することができます。

- 2 当社は、前項の規定により本コース契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を本コース会員に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この通知を行うことなく本コース契約の解除を行うことができます。
- 3 会員契約が本コース会員による解除、当社による解除その他理由により終了した場合は、その本コース会員と当社との間の本コース契約は同時に解除されます。

第 15 条(提供中止)

当社は、次のいずれかの場合には、本コース会員に対する本コース群の提供を中止することがあります。

- (1) 当社または KDDI の設備もしくは回線の保守または工事を行う場合
 - (2) 本コース会員が、本コース群の提供に使用される設備もしくは回線に過大な負荷を与える行為その他その設備もしくは回線の運用に支障を与える行為を自らし、または第三者に行わせた場合
 - (3) 当社または KDDI により通信利用が制限となる場合
 - (4) 天災、事変その他の非常事態が発生または発生するおそれがあり、本コース群の提供をすることが困難となった場合
 - (5) 当社が、運営上、技術上その他理由により、本コース群の提供を中止することが必要であると判断した場合(当社が本コース会員に割り当てる IP アドレスを切り替えるため、その本コース会員による本コース群への接続中に本コース群による通信を一時的に中断する場合を含みます)
- 2 当社は、前項の規定により本コース群の提供を中止するときは、あらかじめその旨を本コース会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、または、前項第 5 号に定める本コース群による通信の一時的な中断をする場合は、この通知を行うことなくその中止を行うことができます。
 - 3 当社は、第 1 項による本コース群の提供の中止により本コース会員に損害その他不利益が発生しても、何ら責任を負いません。

第 16 条(利用停止)

当社は、この特約上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある本コース会員、または、会員規約により本コース群以外の BIGLOBE サービスが利用停止となった本コース会員については、何らの責任も負うことなく、本コース群の利用も停止します。

第 17 条(本コース会員による本コース契約の解除)

本コース会員が本コース契約を解除しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知します。かかる通知があった場合、当社が別途定める日をもって本コース契約は終了します。

第 18 条(本コース契約の自動解除)

本コース群の提供にかかる当社と KDDI との契約が終了した場合は、本コース契約も同時に自動的に解除されます。

第 19 条(ひかりコンセントの撤去工事)

次の何れかに該当する本コース会員は、本コース契約の解除時において、第 21 条第 2 項に定める設置工事費用の対象となる設置工事によって契約者回線に係わる終端の場所に設置された光コンセントを撤去するための KDDI による工事(以下「撤去工事」といいます。)を受けなければなりません。

- (1)平成 30 年 3 月 1 日以後にホームタイプ、ホームタイプ(ギガ得)またはホームタイプ(ずっとギガ得)を選択して本コース契約の申込みをした本コース会員
 - (2)平成 30 年 3 月 1 日以後に、BIGLOBE サービスの他のコースから本コース群へのコース変更により、本コース会員となった者
 - (3)平成 30 年 2 月 28 日以前にホームタイプ、ホームタイプ(ギガ得)またはホームタイプ(ずっとギガ得)を選択して本コース契約の申込みをし、かつ、当社から第 7 章に定める高速サービスの提供を受けるための契約を締結している本コース会員
- 2 前項に定めるほか、ホームタイプ、ホームタイプ(ギガ得)またはホームタイプ(ずっとギガ得)を選択して平成 30 年 2 月 28 日以前に本コース契約の申込みをした本コース会員は、平成 30 年 3 月 1 日以後において最初に変更した契約者回線に係わる終端の場所をさらに変更する場合は(変更の回数を問いません)、かかる変更の都度、変更前の契約者回線に係わる終端の場所において、撤去工事を受けなければなりません。また、ホームタイプ、

ホームタイプ(ギガ得)またはホームタイプ(ずっとギガ得)を選択して平成30年3月1日以後に本コース契約の申込みをした本コース会員は、契約者回線に係わる終端の場所を変更する場合は(変更の回数を問いません)、かかる変更の都度、変更前の契約者回線に係わる終端の場所において、撤去工事を受けなければなりません。

- 3 前2項所定の本コース会員以外の本コース会員(ホームタイプ、ホームタイプ(ギガ得)またはホームタイプ(ずっとギガ得)を選択した本コース会員に限り)は、希望する場合は、当社所定の手続を行うことにより、本コース契約の解除時において撤去工事を受けることができます。
- 4 前3項に基づき撤去工事を受ける本コース会員は、別表2-3の撤去工事費用を支払うことを要します。
- 5 第1項乃至第3項に基づき撤去工事を受ける本コース会員は、(1)撤去工事の日程調整等のために、当社が KDDI に対し、その本コース会員に係る第28条所定の会員情報を提供すること、および KDDI またはその委託先がその本コース会員に対して連絡を取ること、および(2)撤去工事を実施するために、調整された日程に従い、KDDI またはその委託先が撤去工事の対象となる、その本コース会員の変更前の契約者回線に係る終端の場所を訪問することに同意します。

第4章 料金等

第20条(料金等)

料金等の体系は、次のとおりとします。なお、本項第1号の初期費用、第2号の工事費用および第3号の通信料金には、FTTH サービスに係わる料金が含まれます。

(1) 初期費用 (2) 工事費用 (3) 通信料金 (4) コンテンツ料金 (5) オプションサービス料金 (6) その他の料金

- 2 前項各号所定の料金の具体的な額は、別表に記載します。

第21条(初期費用)

本コース会員は、当社に本コース契約の申し込み(コース変更の申し込みを含みます。)をし、その承諾を受けたときは、当社に初期費用の支払いを要します。

- 2 本コース会員が前項の申し込み(コース変更の申し込みを含みます。)を行い、すでに当社がこの申し込みに係わる工事に着手していたときは、工事完了前に本コース契約の解除があったとしても、本コース会員は、別表2-1の設置工事費用の総額の支払いを要します。さらに、本コース会員は、別表2-1の設置工事費用の割賦払いが完了する月より前に本コース契約が解除された場合、当該設置工事費用(割賦)のうち未払い分を、解除時に一括して支払うことを要します。

第22条(工事費用)

本コース会員は、当社に契約者回線に係わる終端の場所の変更の届け出等により必要となる工事の申し込みを行い、その承諾を受けたときは、当社に工事費用の支払いを要します。

- 2 本コース会員が前項の申し込みを行い、すでに当社がこの申し込みに係わる工事に着手していたときは、工事完了前に本コース契約の解除があったとしても、本コース会員は、本コース群のタイプに応じた移転工事費用の総額の支払いも要します。さらに、本コース会員は、別表2-2の移転工事費用の割賦払いが完了する月より前に本コース契約が解除された場合、当該移転工事費用(割賦)のうち未払い分を、解除時に一括して支払うことを要します。

第23条(通信料金)

本コース会員は、FTTH 接続機能の利用が可能となった日が属する月の翌月初日から起算して、その本コース契約の解除があった日が属する月の末日までの期間について、当社に本コース群の通信料金の支払いを要します。

- 2 第10条第1項所定のコースの変更に基づき FTTH 接続機能の利用が可能となった場合、既存会員は、FTTH 接続機能の利用が可能となった日が属する月の翌月初日から起算して、その本コース契約の解除があった日が属する月の末日までの期間について、当社に本コース群の通信料金の支払いを要します。
- 3 本コース会員は、別途当社に、別表2-4の料金表に記載する料金額として、ダイヤルアップ接続利用料の支払いを要します。
- 4 当社は、本コース会員のうち、「BIGLOBE 光 au ひかり・プラス」コースを選択した方に対し、毎月1時間分のダイヤルアップ接続機能の利用を無料で提供します。
- 5 本コース契約の解除があった日が月の末日以外の場合、当社は、通信料金の日割りは行いません。
- 6 会員規約第13条の規定により本コース群の利用中止があったときは、本コース会員は、その期間中の通信料金の支払いを要します。
- 7 会員規約第14条の規定により本コース群の利用停止があったときは、本コース会員は、その期間中の通信料金の支払いを要します。

第24条(代行徴収)

本コース会員は、電話サービス、TV サービス、機器レンタルサービス、サポートサービスおよび/または au ID サービスもしくは第三者サービスを利用した場合、電話サービス、TV サービス、機器レンタルサービス、サポートサービスおよび/または au ID サービスもしくは第三者サービスに係わる料金(違約金等を含みます。)、および/または別表2-1の設置工事費用(割賦)および別表2-2の移転工事費用(割賦)を、会員規約またはこの特約で定める料金等の他に、本コース会員の選択により当社または KDDI に支払わなければなりません。本コース会員が当社への支払いを選択した場合、これらの料金は、当社が KDDI に代わって徴収します。

第25条(解除後の支払債務の存続)

会員規約またはこの特約所定の条件に従い本コース契約を解除し、または解除された本コース会員が解除時において未だ支払いを完了していない料金等および前条に従い当社が KDDI に代わって徴収する前条所定の料金(以下「当社代行徴収料金」といいます。)ならびに解除後に発生する料金等および当社代行徴収料金の支払債務は、その本コース会員による支払いが完了するまで、解除後も有効に存続します。

第5章 雑則

第26条(オプションサービスの利用制限)

本コース群においては、会員規約所定のオプションサービスのうち「フレッツ・ISDN」オプション、「フレッツ・ADSL」オプション、「フレッツ光」オプション、「TOKAI・ADSL」オプションおよび「コミュファ光」オプションを利用することはできません。

- 「フレッツ・ISDN」オプション、「フレッツ・ADSL」オプション、「フレッツ光」オプション、「TOKAI・ADSL」オプションまたは「コミュファ光」オプションを利用している既存会員が第10条第1項に基づき本コース群への変更の手続きを行った場合、「フレッツ・ISDN」オプション、「フレッツ・ADSL」オプション、「フレッツ光」オプション、「TOKAI・ADSL」オプションおよび「コミュファ光」オプションは自動的に解除されます。

第27条(責任の制限)

当社は、本コース群を提供すべき場合において、当社またはKDDIの責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本コース群が全く利用できない状態(本コース群の利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、1日の営業時間の全部についてその状態が連続したときに限り、対象となる本コース会員の損害賠償請求に応じます。なお、かかる請求に対して当社が賠償する損害の範囲については、本条第1項から第6項の規定が適用されます。

- 前項の場合における損害賠償の範囲は、対象となる本コース会員に現実発生した直接かつ通常の損害とし、本コース群が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(1日の倍数である場合に限り)に対応する本コース群の料金(対象となるサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日に属する料金月の前6料金月の1日あたりの対象となるサービスの平均料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別途定める方法により算出した額)により算出します。)に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲内で、かつ、その総額は、1日あたりの対象となるサービスの平均料金の30日相当額に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲以下とします。
- 本条第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本コース群の提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
- 当社は、他の電気通信事業者の責に帰すべき理由により、本コース群の提供ができなかった場合、当社が他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を本コース群が利用できなかった本コース会員全員に対する損害賠償の限度額とし、かつ、本コース会員に現実発生した直接かつ通常の損害に限り賠償請求に応じます。
- 本条第1項の規定にかかわらず、FTTH接続機能について、KDDIがFTTH契約約款の定めるところにより本コース会員に対しその損害を賠償すべき場合は、当社は損害賠償責任を負いません。
- 電話サービス、TVサービス、機器レンタルサービス、サポートサービスおよび/またはau IDサービスもしくは第三者サービスに関する責任については、これらのサービスに関する提供条件等を定めたKDDIの契約約款等に定めるとおりとします。

第28条(会員情報の取り扱い)

本コース会員は、当社が、本コース会員が本コース契約の申し込みに際して入力した第8条第1項各号所定の事項(第11条に基づき当社に届け出た変更事項を含みます。以下「会員情報」といいます。)を次の各号に定める範囲において、利用することに同意していただきます。

- 本コース群に必要なFTTHサービスを提供するために、当社がKDDIの加入取次店として、会員情報を暗号化等の機密保持処置その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置(以下「安全管理措置」といいます。)を講じたうえでKDDIへの取り次ぎを行うこと。
- KDDIによる次の利用のために、当社がKDDIに対して会員情報を提供すること:①KDDIが、申込時に取得した会員情報を、本コース群に必要なFTTHサービスとサポートサービスの提供とサポート、料金請求業務、商品の案内、アンケート調査の実施、利用促進等のための特典の実施、商品の開発・評価・改善等を目的に利用すること。②サービス提供のために、本コース会員が居住するマンション等の管理会社、組合または管理人等に対して問い合わせをする目的で会員情報を利用すること。
- 当社または提携先等第三者(KDDIを含む。)の商品もしくはサービス等に関する広告、宣伝、アンケート調査の実施、および各種イベント・特典を実施するため、ならびにこれらに関する情報の提供その他の連絡のための電子メールの送信もしくは印刷物の郵送等(サンプル・試供品の配送その他の提供を含みます。)を行い、または電話をするために会員情報を利用すること。(ただし、かかる広告および宣伝の目的のために電子メールの送信については、会員規約第41条の規定に従います。)
- 前2号、3号の場合において、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、会員情報の安全管理措置を講じたうえで業務委託先に対して本コース会員の個人情報の取り扱いを委託すること。

第29条(本コース群の変更または廃止)

当社は、本コース群の全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができます。この場合、第2条の規定を準用します。

- 当社は、前項による本コース群の全部もしくは一部の変更、追加または廃止につき、何ら責任を負いません。

第30条(宅内機器の取り扱い)

本コース会員は、本コース群の利用に際して、KDDIより貸与された宅内機器等を正常に稼働するように維持・管理しなければなりません。

第31条(セキュリティセット等)

当社は、本コース会員のうち、「BIGLOBE光 au ひかり・プラス」コースのサービスを利用し、あわせて、セキュリティセット・スタンダードを、別途契約する者に対し、セキュリティセット・スタンダードに係わる月額基本料を無料とします。また、「BIGLOBE光 au ひかり」コースの本コース会員に対し、標準セキュリティ機能を提供します。

- セキュリティセット・スタンダードあるいは標準セキュリティ機能の申込者は、当社所定の方法により、その契約の申し込みおよび契約者端末の設定を行う必要があります。ただし、この特約の末尾に記載の附則第4条の定めに従います。
- 当社は、セキュリティセット・スタンダードあるいは標準セキュリティ機能の構成サービスの内容等を本コース会員にあらかじめ通告することなく変更することができます。

第32条(マンションミニギガタイプおよびマンションミニギガタイプ(お得プランA)の申し込みについての追加条件)

申込者がその居住するマンション等の集合住宅(以下「申込者住宅」といいます。)においてマンションミニギガタイプまたはマンションミニギガタイプ(お得プランA)を利用されるには、この特約の他の箇所に定める条件の充足のほか、KDDI(KDDIから委託を受けた者を含み、以下、本条において同様とします。)が申込者住宅に対してスプリッタ等の機器の設置および通信ケーブルの引き込み・敷設等の工事(以下「対象工事」とい

います。)を施工することが必要になります。このため、マンションミニギガタイプまたはマンションミニギガタイプ(お得プラン A)の申込者には以下の各事項を承諾していただきます。

- (1) KDDI が申込者住宅の所有者、管理会社、管理組合、管理人等、対象工事の施工を承諾する正当な権限を有する方(以下「承諾権限者」といいます。)に対して、対象工事の施工につき承諾を求める申し入れを行うこと。
- (2) KDDI が上記(1)の申し入れを行うことを可能とするため、申込者が承諾権限者の住所、名称、連絡先電話番号等の当社が別途指定する事項(以下「対象事項」といいます。)を当社に申告すること、および、かかる申告を受けた対象事項を当社が KDDI に取り次ぐこと。
- (3) 上記(1)および(2)の内容につき、申込者が承諾権限者から承諾を得ること。

当社は、上記(2)および(3)に定める事項が申込者により履行されたうえで、KDDI が上記(1)の申し入れを行い、これを承諾権限者が承諾した場合でなければ、申込者によるマンションミニギガタイプおよびマンションミニギガタイプ(お得プラン A)の利用申し込みを承諾することはありません。(その他、第9条第2項に定めるところにもよります。)

ただし、申込者住宅に居住される別の申込者がすでにマンションミニギガタイプまたはマンションミニギガタイプ(お得プラン A)の申し込みを行い、その申込者住宅において対象工事が施工されることが確定している場合には、上記(1)から(3)に定める事項の履行が不要となることがあります。不要となる場合、当社から申込者に対して別途案内します。

第6章 おうちトラブルサポートサービス

第33条(定義)

この第6章において、次の各号の用語の意味は、各号に定めるとおりとします。

(1) 「おうちトラブルサポートサービス」とは、おうちトラブルサポートサービス対象物件において以下の各号に定めるトラブルが生じたとき、本コース会員等が専用フリーコールに架電して出動を要請することにより、24時間365日、日本国内(ただし一部離島は除く)においてかかるトラブル解消のためのサービスを受けることができるサービスをいいます。また、以下の各号に定めるトラブルの詳細は別表「おうちトラブルサポートサービス サービス内容」に記載のとおりとします。

- ① 鍵のトラブル
- ② 水まわりのトラブル
- ③ ガラスのトラブル
- ④ 室内建具のトラブル
- ⑤ 電気設備のトラブル
- ⑥ ガス設備のトラブル

(2) 「おうちトラブルサポートサービス対象物件」とは、当社が本コース群を本コース会員(お得プラン A)に対して提供している場所(本コース会員等が居住しているもの)に限ります。)であって、以下の各号に定める条件のいずれをも満たすものをいいます。

- ① 本コース会員等の身分証明書(運転免許証または公的機関が発行する顔写真付きの身分証明書をいいます。)に記載の住所と一致すること
- ② かかる場所が居住用物件に該当すると当社等において判断すること

(3) 「会員家族」とは、本コース会員(お得プラン A)の未婚の子および配偶者ならびに本コース会員(お得プラン A)またはその配偶者の親族(本コース会員の6親等内の血族または3親等内の姻族)をいいます。

(4) 「本コース会員等」とは、本コース会員(お得プラン A)およびその会員家族を総称していいます。

(5) 「専用フリーコール」とは、本コース会員等がおうちトラブルサポートサービスの提供を当社に実際に要請する際の連絡先として当社が別途指定するフリーコール番号をいいます。

(6) 「委託先」とは、当社がおうちトラブルサポートサービスの提供に必要な業務の全部または一部を委託する第三者をいいます。

(7) 「当社等」とは、当社および委託先を総称していいます。

第34条(おうちトラブルサポートサービスの利用に対して適用される条件)

おうちトラブルサポートサービスの利用に際しては、この特約のほか、当社が定める各種の利用約款、規約、利用上の注意、ガイドライン等(当社が随時本コース会員(お得プラン A)に対して行う通知を含み、以下総称して「諸規約」といいます。)が、この特約と一体となって適用されます。ただし、この特約と諸規約の定めが異なる場合、諸規約の内容が優先して適用されます。(この特約および諸規約を併せて以下「この特約等」といいます。)

第35条(本サービスの提供および利用)

本コース会員(お得プラン A)がおうちトラブルサポートサービスを利用することができるのは、本コース会員(お得プラン A)がFTTH接続機能を利用することが可能となった日の翌々日(以下「利用可能日」といいます。)以降とします。

2 本コース会員(お得プラン A)は、会員家族がこの特約等の定めに従うことならびに会員家族が当社等に対して有する権利の範囲および内容が異なる場合においてもこの特約等に基づき本コース会員(お得プラン A)が当社等に対して有する権利の範囲および内容を超えることがないことについて予め承諾することを条件に、会員家族をしておうちトラブルサポートサービスを利用させることができます。当社は、会員家族がおうちトラブルサポートサービスを利用した時点で、会員家族が本項に定める承諾を当社および本コース会員(お得プラン A)に対して行ったものとみなします。

3 当社は、本コース会員(お得プラン A)の承諾を得ることなく、本コース会員等に対するおうちトラブルサポートサービスの提供に必要な業務の全部または一部を委託先に対して委託し、委託先をして本コース会員等に対しておうちトラブルサポートサービスを提供させることができます。

4 本コース会員(お得プラン A)は、本コース会員等による専用フリーコールにおける通話内容が、おうちトラブルサポートサービスの円滑な提供のため、録音される場合があることを予め承諾します。

第 36 条(本サービスの内容)

当社等は、本コース会員等から第 33 条第 1 号に定める出動要請を受けた場合、以下の各号に定める書面の提示をその本コース会員等に対して求める場合があります、この場合、その本コース会員等はこれに応じなければなりません。

- (1) 本コース会員等であることが確認できる書面
- (2) 運転免許証
- (3) 顔写真付きの公的機関証明書

2 本コース会員等は、以下の各号のいずれかに該当する場合、おうちトラブルサポートサービスの提供を受けることはできません。

- (1) 本コース会員等が前項各号に定める各種書面の提示要請に応じない場合
- (2) 前項第 2 号または第 3 号に基づき提出された本コース会員等の身分証明書に記載の住所がおうちトラブルサポートサービス対象物件の所在地と異なる場合
- (3) 第 1 項に定める出動要請にかかるトラブルが、利用可能日の前日以前に発生したと当社等が判断した場合
- (4) 第 1 項に定める出動要請にかかるトラブルが、ベランダ、エントランス、エレベータ、共用廊下等の建物共用部分で発生したと当社等において判断する場合
- (5) 当社等において、第 1 項に定める出動要請が本コース会員等以外の者からなされたものであると判断する場合
- (6) 第 1 項に定める出動要請にかかるトラブルに対し、過去におうちトラブルサポートサービスが提供されたものであると当社等において判断する場合
- (7) 第 1 項に定める出動要請先がおうちトラブルサポートサービス対象物件に該当しない場合
- (8) 第 1 項に定める出動要請が、退室・転居等に伴う原状回復のための出動要請であると当社等が判断する場合
- (9) 凍結および凍結に起因する水まわりのトラブル
- (10) 第 1 項に定める出動要請に応じることが当社等の業務遂行に著しい支障をきたすおそれのある場合
- (11) おうちトラブルサポートサービス対象物件が、居住以外の用に供されていると当社等が判断する場合
- (12) 本コース会員等が第 39 条に違反または違反するおそれのある行為を行っているとして当社等が判断する場合
- (13) 本コース会員等が反社会的勢力であることが判明した場合
- (14) 第 1 項に定める出動要請に応じることにより、当社等またはおうちトラブルサポートサービス対象物件を訪問する当社等の社員等(以下「作業要員」といいます。)の財産、身体、生命等に危害がおよぶ場合または危害が及ぶおそれがある場合
- (15) 本コース会員等がおうちトラブルサポートサービスの提供のために作業要員が行う作業に協力しない場合またはかかる作業を妨害する場合
- (16) その他当社等がおうちトラブルサポートサービスの提供に適さないと判断する場合

3 本コース会員等は、前項の定めに基づきおうちトラブルサポートサービスの提供対象外となるサービス(以下「対象外サービス」といいます。)について、別途委託先と合意することにより、委託先から対象外サービスの提供を受けることができる場合があります。対象外サービスの提供にかかる費用は、委託先と本コース会員等との間の合意内容に従って本コース会員等が委託先に対して直接支払わなければなりません。当社は、本コース会員等に対する対象外サービスの提供について何らの責任も負いません。

第 37 条(利用料金)

おうちトラブルサポートサービスの提供のために当社等が作業に要した時間(以下「実作業時間」といいます。)が1回の出動要請あたり 60 分(第 25 条第 1 号④に定めるサービスについては 30 分。かかる 60 分または 30 分を以下「上限時間」といいます。)を超えなかった場合、おうちトラブルサポートサービスの利用料金は第 5 条第 3 項に定める契約タイプに係る料金等に含まれ、本コース会員はおうちトラブルサポートサービスの利用料金をかかる料金等のほかに支払うことを要しません。

2 実作業時間が上限時間を超過した場合、またはおうちトラブルサポートサービスにかかる作業に部品交換または特殊作業(特殊作業に該当するか否かは当社等が判断します。)が必要になった場合、かかる超過時間にかかる作業料金、部品代金および特殊作業料については、前条第 3 項に定める対象外サービスとみなしたうえで、前条第 3 項の規定を準用します。

第 38 条(おうちトラブルサポートサービスの一時中断等)

当社等は、次の各号のいずれかに該当する場合、本コース会員の同意を得ることなく、おうちトラブルサポートサービスの一部もしくは全部の提供を一時中断または一時停止することができます。

- (1) 火災、停電、天災等の不可抗力その他当社等の責めに帰すべからざる事由に起因しておうちトラブルサポートサービスの提供が不可能または困難になったと当社等が判断した場合
- (2) 交通事情、気象状況等によりおうちトラブルサポートサービスの提供が当社等の事業遂行上支障があると当社等が判断する場合
- (3) その他、当社等が合理的な理由により、おうちトラブルサポートサービスの提供を一時中断または一時停止する必要があると当社等が判断した場合

2 前項に基づき当社等が行ったおうちトラブルサポートサービスの一時中断または一時停止に起因して本コース会員等に損害、損失その他不利益が生じても、当社は本コース会員等または第三者に対していかなる責任も負いません。

第 39 条(禁止行為)

本コース会員(お得プラン A)は、以下の各号に定める行為をしてはならないものとします。また、会員家族が以下の各号に定める行為をした場合、本コース会員(お得プラン A)自身が以下の各号に定める行為をしたものとみなします。

- (1) 専用フリーコールを本コース会員等に該当しない者に開示する行為
- (2) 本コース会員等に該当しない者におうちトラブルサポートサービスを利用させ、またはおうちトラブルサポートサービスの利用を試みさせる行為
- (3) おうちトラブルサポートサービスを営利目的で利用する行為

- (4) この特約等に記載されている内容を超えるサービスの提供を求める行為またはこれに類する行為
- (5) 当社等またはおうちトラブルサポートサービスを利用する者を誹謗中傷する行為
- (6) 当社等またはおうちトラブルサポートサービスを利用する者の名誉、人格等を毀損する行為または毀損するおそれのある行為
- (7) 当社等またはおうちトラブルサポートサービスを利用する者が保有する著作権、知的財産権、その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- (8) 当社等またはおうちトラブルサポートサービスを利用する者に不利益または損害を与える行為または与えるおそれのある行為
- (9) おうちトラブルサポートサービスの他の利用者によるおうちトラブルサポートサービスの利用もしくは享受または当社等によるおうちトラブルサポートサービスの提供を妨害もしくはこれらに支障をきたす行為
- (10) 犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為またはそれらに関連する行為
- (11) 法令に違反する行為または違反のおそれのある行為
- (12) その他、当社等が不適切と判断する行為

第40条(損害賠償)

おうちトラブルサポートサービスの利用にあたり、当社の責めに帰すべき事由により本コース会員等が損害を被った場合、当社は、かかる損害を被った暦月についてその本コース会員(お得プラン A)がこの特約に基づき当社に対して実際に支払った第5条第3項に定める契約タイプに係る料金等の1ヶ月分の金額を上限として、かつ、かかる事由の直接的な結果としてその本コース会員等が現実には被った通常の損害を限度として、かかる損害を本コース会員(お得プラン A)に賠償します。ただし、当社の故意または重大な過失に基づく損害については、かかる上限を適用しません。

第41条(免責)

当社は、おうちトラブルサポートサービスについて、その安全性、正確性、確実性、有用性、発生したトラブルの解決、本コース会員等が意図する特定の目的との適合性等に関する保証を含め、何ら保証するものではありません。

- 2 当社は、前条に定める場合を除き、本コース会員等が本コース契約が有効である期間中においておうちトラブルサポートサービスを利用できなかったこと、およびおうちトラブルサポートサービスの提供が遅延したことについて一切の責任を負いません。
- 3 当社等は、前条に定める場合を除き、この特約等に定める範囲を超える異議、苦情および請求等について何ら責任を負いません。
- 4 当社等が会員家族からこの特約等に定める範囲を超える異議、苦情および請求等(以下併せて「請求等」といいます。)を受けた場合、本コース会員(お得プラン A)は、請求等を自己の責任と費用負担において処理、解決しなければならず、また、請求等に起因して当社等に一切の損害および負担が及ばないようにしなければなりません。

第7章 高速サービス

第42条(定義等)

この第7章において、次の各号の用語の意味は、各号に定めるとおりとします。

- (1) 「高速サービス」とは、当社が KDDI から卸を受けて提供する本コース群のオプションサービスであって、ホームタイプ、ホームタイプ(ギガ得)またはホームタイプ(ずっとギガ得)について、第5条第2項に定める契約者回線に係わる終端への伝送方向についての最大回線速度および他の伝送方向についての最大回線速度をそれぞれ 5Gbps または 10Gbps まで増速させるサービスをいいます。ただし、当社は、高速サービスを利用することによって、実際にかかる増速が達成されることを保証するものではなく、通信設備や契約者端末、宅内配線当の状況、他回線との干渉、回線の混雑状況等により、実際に利用可能な最大回線速度が 5Gbps または 10Gbps より低下します。(高速サービスのうち、最大回線速度を 5Gbps まで増速させるものを以下「au ひかり ホーム 5 ギガ」といい、最大回線速度を 10Gbps まで増速させるものを以下「au ひかり ホーム 10 ギガ」といいます。)
 - (2) 「高速サービス契約」とは、当社から高速サービスの提供を受けるための契約をいいます。
 - (3) 「高速サービス契約者」とは、当社との間に高速サービス契約が成立している個人をいいます。
- 2 高速サービスが利用可能な区域(以下「高速サービス区域」といいます。)は、当社が別途定める区域に限られます。

第43条(この章の目的)

この第7章は、当社による高速サービスの提供条件を定めることを目的とします。

第44条(高速サービス契約の申込みおよび成立)

本サービスの提供を受けるには、当社所定の方法により高速サービス契約の申込みを当社に対して行う必要があります。申込者は、かかる申込にあたり、au ひかり ホーム 5 ギガまたは au ひかり ホーム 10 ギガの何れかを選択する必要があります。au ひかり ホーム 5 ギガおよび au ひかり ホーム 10 ギガの両方を選択することはできません。

- 2 前項の申込みは、次の各号の何れかに該当する個人に限り行うことができます。
 - (1) ホームタイプ、ホームタイプ(ギガ得)またはホームタイプ(ずっとギガ得)を選択している本コース会員であって、その契約者回線に係わる終端の場所が高速サービス区域内にある個人
 - (2) ホームタイプ、ホームタイプ(ギガ得)またはホームタイプ(ずっとギガ得)を選択し、かつ、その契約者回線に係わる終端の場所として高速サービス区域内の場所を申告して本コース契約の申込みを行う個人
- 3 第1項の申込みをすることができる高速サービス契約の数は、当社と締結しているまたは同時に申し込む本コース契約1本当たり1までとします。
- 4 第1項および第2項に基づく申込を当社が承諾したときに、その申込者と当社との間に高速サービス契約が成立します。かかる承諾および高速サービス契約の解除については、「本コース契約」の語を「高速サービス契約」と読み替えた上で第9条第2項の規定を準用します。

第45条(宅内機器の交換)

高速サービス契約者のうち第2項第1号に定める個人が高速サービスを利用するには、当社が別途定める場合において、その契約者回線に係わる終端の場所に設置している宅内機器を予め交換する必要があります。

第46条(高速サービス契約の開始および終了)

高速サービス契約の開始日は、高速サービス契約開始日として当社が電子メールにより高速サービス契約者に通知した日とします。

2 高速サービス契約は、次の各号の何れかの場合に終了します。

- (1) 本コース契約が高速サービス契約者または当社により解除された場合
- (2) 高速サービス契約者の契約者回線に係わる終端の場所が高速サービス区域外に変更された場合
- (3) 高速サービス契約者が当社に対し、高速サービス契約を解除する旨を当社所定の方法により通知した場合
- (4) 高速サービス契約が第44条第4項により準用される第9条第2項に従い当社により解除された場合
- (5) 高速サービス契約者が第44条に定める高速サービス契約の申込時に、虚偽の事項を当社に通知したことが判明した場合

第47条(高速サービスの利用料金)

高速サービス契約者は、高速サービス契約の開始日から高速契約サービスが終了した月までの各月について、別表2-4に定める高速サービスの利用料金を当社に支払うことを要します。

2 前条第2項により高速サービス契約が終了した日が月の途中であったとしても、終了月に係る高速サービスの利用料金は日割しませんが、

第48条(最低利用期間)

高速サービスには最低利用期間があり、その期間は、高速サービス契約の開始日が属する月を起算月とする12か月間とします。

2 前項の最低利用期間内に高速サービス契約が終了した場合(第46条第2項第2号に該当したことにより終了した場合を除きます。)は、高速サービス契約者は、別表2-8に定める契約解除料を当社に支払うことを要します。

3 高速サービス契約者が契約者回線に係わる終端の場所を変更する場合において、変更前から高速サービスの提供を受けており、変更後においても高速サービスの提供を受けるときは、最低利用期間の算定に当たり変更前の利用期間と変更後の利用期間とを通算せず、変更後において新たに最低利用期間が進行します。

4 高速サービス契約者が次条に基づき高速サービス間の変更を行う場合、最低利用期間の算定に当たり変更前の利用期間と変更後の利用期間を通算します。

第49条(高速サービス間の変更)

高速サービス契約者は、当社所定の方法にて当社に申込をすることにより、提供を受けている au ひかり ホーム 5 ギガを au ひかり ホーム 10 ギガに、また、提供を受けている au ひかり ホーム 10 ギガを au ひかり ホーム 5 ギガに変更することができます。高速サービス契約者は、一旦行った申込みを取り消すことはできません。

2 前項による変更が効力を生じる日は、前項の申込みをした日の翌日の翌月初日とします。

第50条(本コース群に係る規定の適用)

この特約に定める本コース群または本コースに関する規定は、この第7章に定めのあるものおよびこの第7章に定める規定と相違するものを除き、「本コース群」または「本コース」の語を「高速サービス」と読み替えた上で、高速サービスにも適用します。

附 則

第1条 この特約は、平成30年4月12日から実施します。

第2条 「BIGLOBE 光 au ひかり・プラス」コースへの申し込み(コース変更の申し込みを含みます。)の当社による受け付けは、平成20年9月30日をもって終了しました。

第3条 契約タイプのうち「ホームタイプ」への申し込みの当社による受け付けは、平成20年9月30日をもって終了しました。

第4条 「BIGLOBE 光 au ひかり」コースの本コース会員からの標準セキュリティ機能の申し込みの当社による受け付けは、平成24年12月9日をもって終了しました。標準セキュリティ機能は、平成24年12月9日までに当社に対して申し込みを行い、かつその申し込みが当社により承諾された「BIGLOBE 光 au ひかり」コースの本コース会員に対してのみ提供します。かかる終了に伴う「BIGLOBE 光 au ひかり」コースの料金等の変更はありません。

第5条 追加 HGW (KDDI が FTTH 契約約款に基づき貸与するものです。)の本コース会員からの貸与申し込みの当社による受け付けおよび KDDI への手続き代行は、平成24年12月19日をもって終了しました。また、従来より KDDI から追加 HGW の貸与を受けている本コース会員へのかかる貸与は、平成25年4月30日をもって終了しました。貸与の終了した追加 HGW については、FTTH 約款の定めに従い返却していただきます。

第6条 ホームタイプまたはホームタイプ(ギガ得)からマンションミニギガタイプへの契約タイプの変更の申し込みの当社による受け付けは、平成26年4月30日をもって終了しました。

BIGLOBE サービス「BIGLOBE 光 au ひかり」コースの料金表

1. 適用

この別表に記載する料金額は、消費税等相当額を抜いた金額です。かかる料金額に加算する消費税等相当額は、本コース群のご利用時点の税率に基づき計算します。ただし、初期費用および工事費用に加算する消費税等相当額については、工事を実施した設置工事日または移転工事日等の料金起算日における税率に基づき計算します。なお、コンテンツ料金、オプションサービス料金その他の料金につきましては、会員規約所定の料金表に定めるとおとします。

2. 料金額

2-1 初期費用 ^{*1}

登録料	3,000 円(税別)	
設置工事費用 ^{*2}	一括払い(総額)	割賦払い
2012 年 11 月 1 日以降に第 8 条の申し込みをした場合		
ホームタイプ(ギガ得)の場合	37,500 円(税別)	① 申込日が 2018 年 2 月 28 日以前の場合: 1,250 円(税別)/月 (30 カ月割賦払い) ② 申込日が 2018 年 3 月 1 日以後の場合: 625 円(税別)/月 (60 カ月割賦払い)
ホームタイプ(ずっとギガ得)の場合	37,500 円(税別)	① 申込日が 2018 年 2 月 28 日以前の場合: 1,250 円(税別)/月 (30 カ月割賦払い) ② 申込日が 2018 年 3 月 1 日以後の場合: 625 円(税別)/月 (60 カ月割賦払い)
マンション V(16)タイプ、マンション V(16)タイプ(お得プラン A)の場合	30,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (24 カ月割賦払い)
マンション V(8)タイプ、マンション V(8)タイプ(お得プラン A)の場合	30,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (24 カ月割賦払い)
マンション E(16)タイプ、マンション E(16)タイプ(お得プラン A)の場合	30,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (24 カ月割賦払い)
マンション E(8)タイプ、マンション E(8)タイプ(お得プラン A)の場合	30,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (24 カ月割賦払い)
都市機構(DX)タイプ、都市機構(DX)タイプ(お得プラン A)の場合	30,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (24 カ月割賦払い)
マンション F タイプ、マンション F タイプ(お得プラン A)の場合	30,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (24 カ月割賦払い)
マンション F(S)タイプ、マンション F(S)タイプ(お得プラン A)の場合	30,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (24 カ月割賦払い)
マンションギガタイプ、マンションギガタイプ(お得プラン A)の場合	30,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (24 カ月割賦払い)
マンションミニギガタイプ、マンションミニギガタイプ(お得プラン A)の場合	30,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (24 カ月割賦払い)
2012 年 10 月 31 日までに第 8 条の申し込みをした場合		
ホームタイプの場合	30,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (24 カ月割賦払い)
ホームタイプ(ギガ得)の場合	30,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (24 カ月割賦払い)
マンション V(16)タイプの場合	15,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (12 カ月割賦払い)
マンション V(8)タイプの場合	15,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (12 カ月割賦払い)
マンション E(16)タイプの場合	15,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (12 カ月割賦払い)
マンション E(8)タイプの場合	15,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (12 カ月割賦払い)
都市機構(DX)タイプの場合	15,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (12 カ月割賦払い)
マンション F タイプの場合	15,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (12 カ月割賦払い)
マンション F(S)タイプの場合	15,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (12 カ月割賦払い)
マンションギガタイプの場合	15,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (12 カ月割賦払い)
マンションミニギガタイプの場合	15,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (12 カ月割賦払い)
備考		
*1:第 14 条第 2 項の場合、すでに当社がこの申し込みに係わる工事に着手していたときは、タイプに応じた設置工事費用の支払いを要します。		
*2:ホームタイプ(ギガ得)、ホームタイプ(ずっとギガ得)の設置工事を土曜日、日曜日または祝日に実施する場合、1 工事につき 3,000 円(税別)の追加費用の支払いを要します。		

2-2 移転工事費用

移転登録料	800 円(税別)	
移転工事費用 ^{*1}	一括払い(総額)	割賦払い
2012 年 11 月 1 日以降に第 8 条の申し込みをした場合		
ホームタイプ(ギガ得)の場合	37,500 円(税別)	① 第 22 条第 2 項に定める工事の申込みをした日が 2018 年 2 月 28 日以前の場合: 1,250 円(税別)/月 (30 カ月割賦払い) ② 第 22 条第 2 項に定める工事の申込みをした日が 2018 年 3 月 1 日以後の場合: 625 円(税別)/月 (60 カ月割賦払い)
ホームタイプ(ずっとギガ得)の場合	37,500 円(税別)	① 第 22 条第 2 項に定める工事の申込みをした日が 2018 年 2 月 28 日以前の場合: 1,250 円(税別)/月 (30 カ月割賦払い) ③ 第 22 条第 2 項に定める工事の申込みをした日が 2018 年 3 月 1 日以後の場合: 625 円(税別)/月 (60 カ月割賦払い)
マンション V(16)タイプ、マンション V(16)タイプ(お得プラン A)の場合	30,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (24 カ月割賦払い)
マンション V(8)タイプ、マンション V(8)タイプ(お得プラン A)の場合	30,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (24 カ月割賦払い)
マンション E(16)タイプ、マンション E(16)タイプ(お得プラン A)の場合	30,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (24 カ月割賦払い)
マンション E(8)タイプ、マンション E(8)タイプ(お得プラン A)の場合	30,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (24 カ月割賦払い)
都市機構(DX)タイプ、都市機構(DX)タイプ(お得プラン A)の場合	30,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (24 カ月割賦払い)
マンション F タイプ、マンション F タイプ(お得プラン A)の場合	30,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (24 カ月割賦払い)
マンション F(S)タイプ、マンション F(S)タイプ(お得プラン A)の場合	30,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (24 カ月割賦払い)
マンションギガタイプ、マンションギガタイプ(お得プラン A)の場合	30,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (24 カ月割賦払い)
マンションミニギガタイプ、マンションミニギガタイプ(お得プラン A)の場合	30,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (24 カ月割賦払い)
2012 年 10 月 31 日までに第 8 条の申し込みをした場合		
ホームタイプ(ギガ得)の場合	30,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (24 カ月割賦払い)
マンション V(16)タイプの場合	15,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (12 カ月割賦払い)
マンション V(8)タイプの場合	15,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (12 カ月割賦払い)
マンション E(16)タイプの場合	15,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (12 カ月割賦払い)
マンション E(8)タイプの場合	15,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (12 カ月割賦払い)
都市機構(DX)タイプの場合	15,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (12 カ月割賦払い)
マンション F タイプの場合	15,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (12 カ月割賦払い)
マンション F(S)タイプの場合	15,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (12 カ月割賦払い)
マンションギガタイプの場合	15,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (12 カ月割賦払い)
マンションミニギガタイプの場合	15,000 円(税別)	1,250 円(税別)/月 (12 カ月割賦払い)
備考		
*1:ホームタイプ(ギガ得)、ホームタイプ(ずっとギガ得)の移転工事を土曜日、日曜日または祝日に実施する場合、1 工事につき 3,000 円(税別)の追加費用の支払いを要します。		

※2-1 のうち設置工事費用および 2-2 のうち移転工事費用は、KDDI の FTTH 契約約款に基づく設置工事費および移転工事費用であり、本コース会員は、これらの料金を、本コース会員の選択により当社または KDDI に支払わなければなりません。本コース会員が当社への支払いを選択した場合、これらの料金は、当社が KDDI に代わって徴収します。なお、それぞれ割賦払い完了の翌月以降は費用が発生しません。

2-3 撤去工事費用

撤去工事費用		
第19条第1項に定める本コース会員の場合		28,800円(税別)
第19条第2項に定める本コース会員の場合		28,800円(税別)／移転1回
第19条第3項に定める本コース会員の場合		10,000円(税別)

※ 本コース会員は、撤去工事費用を、本コース会員の選択により当社または KDDI に支払わなければなりません。本コース会員が当社への支払いを選択した場合、撤去工事費用は、当社が KDDI に代わって徴収します。

2-4 通信料金

月額基本料金	
「BIGLOBE 光 au ひかり・プラス」コース	
ホームタイプの場合	6,600円(税別)／月
マンションV(16)タイプの場合	3,700円(税別)／月
マンションV(8)タイプの場合	4,000円(税別)／月
マンションE(16)タイプの場合	3,700円(税別)／月
マンションE(8)タイプの場合	4,000円(税別)／月
都市機構(DX)タイプの場合	3,700円(税別)／月
「BIGLOBE 光 au ひかり」コース	
ホームタイプの場合	6,300円(税別)／月
ホームタイプ(ギガ得)の場合	5,200円(税別)／月
ホームタイプ(ずっとギガ得)の場合	1年目 5,100円(税別)／月 2年目 5,000円(税別)／月 3年目以降 4,900円(税別)／月
マンションV(16)タイプ、マンションV(16)タイプ(お得プランA)の場合	3,400円(税別)／月
マンションV(8)タイプ、マンションV(8)タイプ(お得プランA)の場合	3,700円(税別)／月
マンションE(16)タイプ、マンションE(16)タイプ(お得プランA)の場合	3,400円(税別)／月
マンションE(8)タイプ、マンションE(8)タイプ(お得プランA)の場合	3,700円(税別)／月
都市機構(DX)タイプ、都市機構(DX)タイプ(お得プランA)の場合	3,400円(税別)／月
マンションFタイプ、マンションFタイプ(お得プランA)の場合	3,400円(税別)／月
マンションF(S)タイプ、マンションF(S)タイプ(お得プランA)の場合	2,900円(税別)／月
マンションギガタイプ、マンションギガタイプ(お得プランA)の場合	4,050円(税別)／月
マンションミニギガタイプ、マンションミニギガタイプ(お得プランA)の場合	5,000円(税別)／月
ダイヤルアップ接続利用料 ^{*1}	5円(税別)／分
高速サービスの利用料金	
au ひかり ホーム5ギガ	500円(税別)／月
au ひかり ホーム10ギガ	1,280円(税別)／月
備考	
*1:ダイヤルアップ接続機能を利用する場合に適用されます。ただし、本コース群のうち、「BIGLOBE 光 au ひかり・プラス」コースの場合、毎月1時間分まで無料で利用することができます。	

2-5 機器利用料金

この費用は、KDDI が FTTH 契約約款に基づき貸与する宅内機器の利用料であり、当社が KDDI に代わって徴収する費用です。

VDSL 機器レンタル料 ^{*1*2}	400円(税別)／月
ONU 機器レンタル料 ^{*3*4}	500円(税別)／月
追加 HGW レンタル料 ^{*5}	400円(税別)／月
備考	
*1: マンション V(16)タイプ、マンション V(8)タイプ、都市機構(DX)タイプ、マンション V(16)タイプ(お得プラン A)、マンション V(8)タイプ(お得プラン A)、都市機構(DX)タイプ(お得プラン A)のサービスを利用する場合のみ適用されます。	
*2: VDSL 機器は KDDI が料金を定め、レンタル提供します。また、6 カ月間の最低利用期間があります。サービス利用開始後、最低利用期間中に解約される場合、満6カ月までの期間の残日数に対する VDSL 機器レンタル料がかかります。	
*3: マンション F タイプまたはマンション F(S)タイプのサービスを利用する場合のみ適用されます。	
*4: ONU 機器は KDDI が料金を定め、レンタル提供します。また、6 カ月間の最低利用期間があります。サービス利用開始後、最低利用期間中に解約される場合、満6カ月までの期間の残日数に対する ONU 機器レンタル料がかかります。	
*5: 2 台以上 HGW を接続する場合のみ、2 台目以降に適用されます。	

2-6 契約解除料(第12条第6項)

ホームタイプ(ギガ得)の場合	9,500 円(税別)
ホームタイプ(ずっとギガ得)の場合	15,000 円(税別)
マンション V(16)タイプ(お得プラン A)、マンション V(8)タイプ(お得プラン A)、マンション E(16)タイプ(お得プラン A)、マンション E(8)タイプ(お得プラン A)、都市機構(DX)タイプ(お得プラン A)、マンション F タイプ(お得プラン A)、マンション F(S)タイプ(お得プラン A)、マンションギガタイプ(お得プラン A)、マンションミニギガタイプ(お得プラン A)	7,000 円(税別)

2-7 違約金

ホームタイプ(ギガ得)、ホームタイプ(ずっとギガ得)、マンション V(16)タイプ(お得プラン A)、マンション V(8)タイプ(お得プラン A)、マンション E(16)タイプ(お得プラン A)、マンション E(8)タイプ(お得プラン A)、都市機構(DX)タイプ(お得プラン A)、マンション F タイプ(お得プラン A)、マンション F(S)タイプ(お得プラン A)、マンションギガタイプ(お得プラン A)、マンションミニギガタイプ(お得プラン A)以外の全ての場合	2,000 円(不課税)
---	--------------

2-8 契約解除料(第 48 条第 2 項)

2,500 円(税別)

2-9 高速サービス利用時の宅内機器の交換費用

無料

3. 定期利用契約となる契約タイプ

3-1 定期利用契約期間 24 カ月の契約タイプ

契約タイプ	更新期間月
ホームタイプ(ギガ得)	定期利用契約期間の満了月
マンションV(16)タイプ(お得プラン A)、マンションV(8)タイプ(お得プラン A)、マンションE(16)タイプ(お得プラン A)、マンション E(8)タイプ(お得プラン A)、都市機構(DX)タイプ(お得プラン A)、マンション F タイプ(お得プラン A)、マンション F(S)タイプ(お得プラン A)、マンションギガタイプ(お得プラン A)、マンションミニギガタイプ(お得プラン A)	定期利用契約期間の満了月およびその翌月

3-2 定期利用契約期間36カ月の契約タイプ

契約タイプ	更新期間月
ホームタイプ(ずっとギガ得)	定期利用契約期間の満了月

「おうちトラブルサポートサービス サービス内容」

4-1 おうちトラブルサポートサービス・サービス内容

サービス対象	場所/部位	詳細	症状	対応作業例	
水周り	キッチン・洗面所	給排水	漏水	止水応急処理シールテープ処置	
			詰まり	ローポンプでの詰まり除去、簡易トローラー使用 ※1	
			破損	応急処置、部材交換(部材費別)	
		ディスプレイ	詰まり	詰まり除去	
			破損	応急処置、部材交換(部材費別)	
			蛇口(単水栓)	漏水	応急止水処理
	トイレ	給排水	漏水	応急止水処理※2	
			水止まらず	応急止水処理、ロータンク内部材交換(部材費別) ※3	
			水流れない	部品外れ確認 ※4	
			詰まり	ローポンプ・ラバーカップ・簡易トローラーでの詰まり除去 ※5	
			破損	応急処置、部材交換(部材費別)	
	浴室	給排水	漏水	止水応急修理	
			詰まり	ローポンプでの詰まり除去、簡易トローラー使用 ※6	
			破損	応急処置、部材交換(部材費別)	
鍵	玄関ドア (マンションの場合、共用部の鍵は対象外となります。)		解錠	ピッキング・サムターン回し他解錠作業 ※7	
			破錠	解錠不可時の破錠作業 ※8	
			シリンダー詰まり	詰まり除去(中折れ鍵・異物など)、清掃 ※9	
			ドアガード閉まり	ドアガード外し	
			施錠不良	各部調整・清掃・潤滑剤塗布	
ガラス	住戸と外気を区切っているガラス(窓ガラス・ベランダなどのドアガラス)		ヒビ・割れ	破損箇所養生・破損物撤去	
			ヒビ・割れ	破損箇所養生・破損物撤去	
室内建具	室内ドア	開き戸建付	がたつき	丁番調整・ビス増し締め	
			傾き	丁番調整	
		吊り戸建付	外れ・がたつき	吊り戸金具・レールはめ直し・調整、ビス増し締め	
			傾き	吊り戸金具位置調整	
		折れ戸建付	外れ・がたつき	折れ戸はめ直し、ビス増し締め	
			傾き	折れ戸位置調整	
		ラッチ	おさまり不良	ストライカー調整、ドア位置調整交換、潤滑剤塗布	
			破損	応急修理	
		レバー	ぐらつき	レバー・座金ビス増し締め	
			破損	応急修理	
		施錠	施錠不良	丁番調整・吊り戸金具位置調整	
		玄関ドア	建付	がたつき	ビス増し締め
	傾き			丁番起こし・修正	
	クローザー (ドアチェック)		作動不良	クローザー調整・交換	
			鳴り	潤滑剤塗布	
	レバーハンドル		ぐらつき	ビス増し締め	
			外れ	レバー付け直し	
			破損	応急修理	
	丁番		ビスゆるみ	ビス増し締め・ネジロック剤塗布	
			曲がり・破損	丁番起こし・修正	
			外れ	ビス交換、座金取付部補修	
			鳴り	潤滑剤塗布	
			建付	がたつき	丁番調整、ビス増し締め
	収納		扉	傾き	丁番調整、折れ戸位置調整、吊り戸金具位置調整
				がたつき	ビス増し締め・スライド丁番調整
			扉	傾き	スライド丁番調整
				破損	応急修理・木補修

備考

※1 電動式の特製トローラー・高圧洗浄などは対象外です。原因箇所がマンション共用部、公共下水管となる場合は対象外です。

※2 便器・ロータンクなど取り外しは対象外です。

※3 ロータンクの取り外しは対象外です。

※4 ロータンクの取り外しは対象外です。

- ※5 便器脱着は対象外です。原因箇所がマンション共用部、公共下水管となる場合は対象外です。
- ※6 電動式の特殊トローラー・高圧洗浄などは対象外です。原因箇所がマンション共用部、公共下水管となる場合は対象外です。
- ※7 鍵種類・状況により解錠できない場合があります。身分証明書の提示を要します。
- ※8 夜間等の状況により作業ができない場合があります。身分証明書の提示を要します。
- ※9 接着剤等、除去作業ができない場合があります。